

## 令和5年第11回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年11月20日 午前10時00分

閉会 令和5年11月20日 午前11時20分

### 2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 青木 規久範 | 渡邊 昭男 | 平野 敬祐  | 石川 博正 |
| 青山 みか  | 深谷 明  | 石川 万里子 | 蟹井 伸仁 |
| 毛受 淳一  | 近藤 明  |        |       |

＜出席農地利用最適化推進委員＞

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 三浦 博明 | 原田 勝行 | 加藤 延保 | 村山 公夫 |
| 石川 和孝 | 小川 泰則 |       |       |

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

|        |                                        |      |
|--------|----------------------------------------|------|
| 議案第48号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件            | 別紙1件 |
| 議案第49号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件                 | 別紙2件 |
| 議案第50号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件 | 別紙5件 |
| 議案第51号 | 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件          | 別紙2件 |
| 議案第52号 | 農地等の利用の最適化推進に関する指針についての協議の件            | 別紙1件 |
| 報告第34号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件                  | 別紙2件 |
| 報告第35号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件                 | 別紙2件 |
| 報告第36号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件                 | 別紙3件 |
| 報告第37号 | 農地法第18条の規定による農地解約通知の件                  | 別紙7件 |
| 報告第38号 | 生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件                 | 別紙1件 |

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長           ただいまより、令和5年第11回豊明市農業委員会総会を開催いたします。  
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長           ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の  
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長           議事録署名者は5番委員と6番委員にお願いします。  
それでは、議案に入ります。議案第48号案件、農地法第3条の規定による  
農地等の所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局           議案第48号について説明します。  
申請地は沓掛町地内です。  
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、大豆が栽培されている  
状態でした。  
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されてお  
りました。  
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局  
としては許可相当と判断します。

議 長           事務局より説明がありましたが、地区担当委員の6番委員の意見を求めま  
す。

6番委員           11月13日に8番委員と最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行  
いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長           地区担当委員の8番委員は遅参の連絡がきておりますので、農地利用最適  
化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員           6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長           他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                    それでは採決します。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                    議案第48号は可決いたします。引き続きまして、議案第49号1番案件、農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局                    議案第49号1番案件について説明します。  
申請地は大久伝町地内です。  
土地造成は、整地のみで、雨水排水は南側既設排水路に放流します。  
汚水・生活雑排水は污水管に接続します。  
申請地敷地境界にはコンクリートブロック積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。  
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長                    事務局より説明がありましたが、地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

6番委員                    11月13日に8番委員と最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                    続きまして、農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員                    6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長                    他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                    それでは採決します。議案第49号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                    議案第49号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第49号2番

について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第49号2番案件について説明します。  
申請地は阿野町地内です。  
土地造成は整地のみで、雨水は集水し、既存施設と一体で設置する調整池から、既設側溝へ排水します。  
また、転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 11月10日に農地利用最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 続きまして、農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第49号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第49号2番案件は可決いたします。

議 長 引き続きまして、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号について説明します。  
1番案件から3番案件が新規契約分、4番案件、5番案件が更新契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                    それでは採決します。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                    議案第50号は可決いたします。引き続きまして、議案第51号1番案件、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。

事務局                   議案第51号1番案件について説明します。  
申出地は間米町地内です。  
申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長                    事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

最6番委員              今回の申出地の東側がまだ農用地区域ですが、一体で利用するということは今後申出が出てくるということでしょうか。

事務局                   はい。交渉がまとまった区域から順次申出を出す予定となっております。

最6番委員              どうしてまとめて出さないのでしょうか。

事務局                   今回の申出地や、東側の農用地区域以外にも既に除外の申出により農用地区域から外れている箇所がございます。  
目的が防災拠点ということで、いつ災害が起こるか分からないため、交渉がまとまった部分から順次、除外および転用の手続きをおこなっております。

議 長                    他の委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長                    それでは、議案第51号1番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。  
引き続きまして51号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局                   議案第51号2番案件について説明します。  
申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長           事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

6番委員           1カ所、今回の除外に含まれていない場所がありますが、これは農地ではなく住宅でしょうか。また、今回施設に三方向囲われてしまうということはお話しているのでしょうか。後から問題になったりしないのでしょうか。

事務局           除外の申出に先立って、事前の説明や用地交渉は行っております。説明を聞いたうえで、ここに住宅を残されるということを決めておりますので、問題になることはないと考えております。

4番委員           今回は、隣の地区から外れた場所で除外を行っているため、残る農用地区域はどういう方向で考えていくのでしょうか。

事務局           残る農地を見てみると、1筆しか残っておらず、他の農地との連続性も無くなっているため、ここで何かしたいということで申出があれば、転用許可ができるのか、他法令の許可等は下りるのかということを基準に除外を認めていくような形になると思います。

議 長           乗入れ部分がかなり特殊な形をしていると思うのですが、何か理由があってこの形なのでしょうか。

事務局           用地交渉の結果、用地としてはこの形となったのですが、トラック等が出入りますので、道路幅員等を考慮したことや、必要最小限の面積での有効活用ということでこの位置となっております。

ただし、設計を含めた契約を今後行っていくため、この図面とは異なる形になる可能性もあります。

議 長           他の委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長           それでは、議案第51号2番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。

引き続きまして52号案件、農地等の利用の最適化推進に関する指針についての協議について、事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第52号について説明します。  
こちらは、10年後に目指す農地の状況等を示すものでありますが、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行い、3年後の目標を設定しています。  
最適化推進委員の皆さんと話し合い仮の目標数値を設定いたしました。  
指針の内容について案のとおりでよいか、ご審議をお願いいたします。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。  
  
異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。  
  
挙手多数
- 議 長 議案第52号は可決いたします。引き続きまして、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第37号、報告第38号について、報告願います。
- 事務局 報告第34号、第35号、第36号、第37号、第38号について説明
- 議 長 以上のとおり、報告第34号、第35号、第36号、第37号、は専決事項として事務局で受理しています。  
報告第38号については、生産緑地の斡旋不成立となっておりますが、これは今後どうなっていくのでしょうか。
- 事務局 生産緑地の解除手続きを行い、通常の農地として扱われるようになっていくかと思います。
- 議 長 わかりました。  
  
その他今後の予定について協議
- 議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時20分）。